

平成 28 年 3 月 14 日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄 殿

提出者 後 藤 誠 司

賛成者 江 花 圭 司

〃 田 中 和加子

〃 関 本 美樹子

〃 上 野 利一郎

〃 菊 地 とも子

〃 長 澤 勝 幸

〃 五十嵐 吉 也

〃 佐 藤 忠 孝

議会案第 4 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、
その危険性や予後の相談のできる窓口などの
設置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や 予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頸部に衝撃を受けた後あるいは頭と脳を前後に素早く振るようなむち打ち型損傷後に発症することがある。通常、生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性がある。

誰もが転倒、自動車事故またはその他の日常の活動中に受傷する場合がある。サッカーやボクシングなどの衝撃性のスポーツを行う場合は脳しんとうを受けるリスクが高くなる。

ユニバーシティー・オブ・ミシガン・ヘルス・システム（UMHS）は、米国では毎年約380万人がスポーツ傷害から脳しんとうを受けていると推定している。

2007年の世界保健機関（WHO）の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間1,000万人の患者が発生していると推測されており、今後2020年には世界第3位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されている。

損傷後の主な症状は、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応の鈍化、集中力の低下など複雑かつ多様である。

また、症状は損傷後すぐに始まることもあれば、数時間、数日、数週間あるいは数カ月間後に発症することもある。特に高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味がわからなくなるなどの多発性脳神経まひ、神経因性膀胱などが発症した場合は、症状が長期にわたり改善しないことが少なくない。

さらに、脳しんとうを繰り返すと重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなり、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは避けるべきである。

2012年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、2013年12月には社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、さらに同月には文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されているが、実際の教育現場や家庭ではまだまだ正確な認識と理解が進まず、

対応も後手に回ってしまうため、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされて見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの二者択一になっているのが現状である。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査が遅れがちになることにより事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題も後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊に陥っている家族も多く、事故調査をないがしろにしてしまうがために同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状である。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員にポケット S C A T 2（スポーツによる脳しんとう評価ツール）の携帯を義務づけること。併せて、むち打ち型損傷もしくは頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務づけ、経過観察を促すこと。
- 2 脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、C T 検査や M R I 検査だけではなく、神経学的検査の受診も義務づけるとともに、S C A T 3（12歳以下の場合はチャイルド S C A T 3）を実地し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。
- 3 脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に、相談に対応できる職員を配置し、医療機関はもとより国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。
- 4 保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに、第三者調査機関を設置し迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月14日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄

【意見書提出先】

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	高	市	早	苗	殿
文部科学大臣	馳		浩		殿
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	殿
衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿